



発信年月日：令和3年1月22日

所属部課	課長	担当職氏名	連絡先	TEL 0837-23-1120 FAX 0837-22-4545
企画総務部 財政課	高橋 伸二	課長補佐 森野 康範		
件名	土壌汚染対策法に基づく知事への無届事案について			

本年1月14日に、山口県が発注する公共事業において、土壌汚染対策法に基づく知事への届け出を行っていない無届事案があったことが発表されたところです。このことを受けて、本市の公共事業について調査を行ったところ、無届事案が確認されました。

1 土壌汚染対策法第4条に基づく届け出の概要

土壌汚染対策法の改正により、平成22年4月から、3,000㎡以上の土地について掘削等の形質変更を行う場合は、着手する日の30日前までに知事への届出が義務付けられた。

知事は、形質の変更を行おうとする土地において土壌汚染のおそれがあると認めるときは、土地所有者等に対し調査命令を行うことができる。

2 無届の件数

部局	件数
建設部	7件
経済観光部	3件
上下水道局	1件
市民福祉部	1件
合計	12件

対象：平成27年度以降に実施した事業（完了事業含む）

3 原因

法令に対する職員の認識不足

4 今後の対応

- 無届の事案について、速やかに届出先である長門健康福祉センターに届出を行うとともに、現在工事中の事案については、該当工事を中断する。
- 市の内部会議において、法制度について周知を図り、法令遵守を徹底する。
- 工事発注時において、市が作成する設計書のチェックリストの改善等を行う。

5 市長コメント

本市における土壌汚染対策法に関わる無届の事業については、法令を順守しなければならない行政として市民の信頼を損なうものであり、大変遺憾であります。

本日中に、山口県知事に対し工事中の事業についての届出を行い、該当工事を中断することとしたところです。

今後、このような事態が再び発生しないよう法令遵守を徹底するとともに、工事設計時におけるチェック体制を強化するなど、再発防止に努めてまいります。

土壌汚染対策法第4条無届事業一覧

整理番号	事業名	工事中の事業	担当部局
1	ながとスポーツ公園事業		建設部
2	中山池田線道路改良事業		建設部
3	八幡線道路改良事業	○	建設部
4	ルネッサながと線道路改良事業		建設部
5	大内山上畑下線道路改良事業	○	建設部
6	仙崎小浜線道路改良事業	○	建設部
7	後原海岸線道路舗装事業		建設部
8	長門湯本温泉観光まちづくり整備事業		経済観光部
9	日置保育園整備事業		市民福祉部
10	三隅地区工場用地整備事業	○	経済観光部
11	仙崎地区グランドデザイン整備事業		経済観光部
12	田上浄水場整備事業		上下水道局